

## ■災害の被害に遭われた方へ

保険金の請求や災害見舞金等を申請するとき、市が交付する罹災証明書等が必要となる場合があります。

### 証明書の種類と対象資産

- ◆罹災証明書 … 災害により生じた※住家の被害について証明する書類です。
- ◆被災証明書 … 災害により生じた※非住家の被害について証明する書類です。
- ◆被災届出受理証 … ※その他の物件の被害状況について、市長に届け出た事実を証明する書類です。
  - ※ 住家 … 申請者世帯が住んでいる建物、アパート(借家人が申請する場合)など
  - ※ 非住家 … 人が住んでいない店舗、工場など  
空き家、アパート(アパート所有者が申請する場合)など
  - ※ その他の物件 … 家電製品やカーポート、物置(基礎が無く固定されていないもの)など

### 申請方法

「罹災・被災証明書交付申請書」・「被災届出受理証交付申請書」(市HPからダウンロードできます)に必要事項を記入し、被害状況を確認できる写真やその他災害により被害が生じたことを確認できる資料を添付して、藤枝市 課税課(家屋・償却資産係)まで申請してください。

※ 火災の場合は別様式で消防署に申請します。詳しくは志太消防本部にお問い合わせください。(TEL054-641-5000)。

### 手続について

- ・罹災証明書、被災証明書、被災届出受理証の申請期間は災害発生後 1 年以内です。
- ・各証明書の申請から交付までは原則14日です(大規模災害時は除きます)。
- ・罹災証明書、被災証明書の場合、申請後に職員が現地調査をさせていただきます。

### 罹災証明書・被災証明書の手続の流れ

① 申請 → ② 職員現地調査 → ③被害認定 → ④証明書の交付

#### 【お問合せ】

藤枝市役所 企画財政部 課税課 家屋・償却資産係

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号

TEL 054-643-3279(直通)